

令和2年度第1回福島県建築審査会 議事録

日時：令和2年11月17日（火）

13：30～15：00

場所：本庁 3階 福祉公安委員会室

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 森山 修治
委員 川崎 興太
委員 垣見 隆禎
委員 酒井 美代子
委員 佐藤 志保
委員 新開 文雄
委員 村上 早紀子

○事務局

| | | |
|----------|--------|-------|
| 土木部 | 次長 | 新開 永 |
| 土木部建築指導課 | 課長 | 渡邊 佳文 |
| | 主幹兼副課長 | 鈴木 勝巳 |
| | 専門建築技師 | 山田 信宏 |
| | 建築技師 | 渡辺 元気 |

○傍聴者 3名

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

議題1 福島県建築審査会長の選任について

議題2 報告事項

報告1 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可に関する
包括同意基準による許可件数について

報告2 建築基準法第44条第1項ただし書許可(同項第二号)に関する
包括同意基準による許可件数について

報告3 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に関する
包括同意基準による許可件数について

議題3 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可に関する包括同意基準の見直しに
ついて

- 4 閉 会

令和2年度 第1回 福島県建築審査会 議事録

| 発言者 | 内容 |
|--------------|--|
| 事務局 | <p>会長が選出されるまでの間は、事務局が議事を進めさせていただきます。</p> <p>議題1の「福島県建築審査会長の選任について」ですが、会長及び会長代理の選出を行うこととなります。</p> <p>会長及び会長代理は、建築基準法第81条の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、御推薦等はございますでしょうか。</p> |
| 酒井委員 | <p>事務局に案があれば聞かせてください。</p> |
| 事務局 | <p>事務局案といたしまして、会長を森山修治委員に、会長代理を川崎興太委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>《異議なしの声》</p> |
| 事務局 | <p>異議なしということでしたので、事務局案のとおり、会長を森山委員、会長代理を川崎委員にお願いしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>森山委員、川崎委員、よろしいでしょうか。</p> |
| 森山委員 川崎委員 | <p>《了承》</p> |
| 事務局 | <p>それでは、会長が選出されましたので、森山会長に議長をお願いいたします。森山会長、議長席に移動をお願いいたします。</p> |
| 議長 (森山会長) | <p>議長を務めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様の御協力を、よろしくお願いいたします。</p> <p>議題2に入ります前に、福島県建築審査会条例第4条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規程第4条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>《異議なしの声》</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>議長 (森山会長)</p> | <p>異議が無いようですので、川崎委員と新開委員を指名します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題2に入りたいと思います。 議題2『報告事項』について事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>《報告1～3について説明》</p> |
| <p>議長 (森山会長)</p> | <p>ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p> |
| <p>酒井委員</p> | <p>報告2の内容について、相双建設事務所で3件許可されていますが、内訳は全てバス停留所の待合所でしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>バス停留所の待合所が2件、有料道路の料金徴収所が1件になっております。</p> |
| <p>新開委員</p> | <p>報告1の資料について、内訳の第1から第4がどういう場合の許可か記載されておらず、わかりにくいと思います。項目の説明を記載した方が良いのではないのでしょうか。</p> |
| <p>議長 (森山会長)</p> | <p>今後、説明文書やイメージ図を記載していただけると助かります。 他にございませんか。</p> <p>引き続き、議題3に入りますが、以降の議事に関しましては、非公開とさせていただきます。 傍聴されている方や報道機関の皆様は、この会場から退出をお願いいたします。</p> <p>《議題3について審議》</p> <p>以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。 それでは議長を解任させていただきます。 皆様、御協力ありがとうございました。</p> |
| | |

(記録者 福島県建築審査会事務局 渡辺)

議 題 2

報告事項

- 報告 1 建築基準法第 4 3 条第 2 項第二号の規定に基づく許可に関する包括同意基準による許可件数について
- 報告 2 建築基準法第 4 4 条第 1 項ただし書許可(同項第二号)に関する包括同意基準による許可件数について
- 報告 3 建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書許可に関する包括同意基準による許可件数について

建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可に関する 包括同意基準による許可件数について

このことについて、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに下記のとおり許可しましたので報告します。

【参考】建築基準法（抜粋）

○第43条（敷地等と道路との関係）

（第1項）建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならない。

（第2項）前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

記

令和元年度

| 建設事務所名 | 第1関係 | 第2関係 | 第3関係 | 第4関係 | 合計 |
|-----------|------|------|------|------|-----|
| 県北建設事務所 | 8 | | 6 | | 14 |
| 県中建設事務所 | 3 | 2 | 3 | | 8 |
| 県南建設事務所 | 11 | | | 1 | 12 |
| 会津若松建設事務所 | 18 | | 2 | | 20 |
| 喜多方建設事務所 | 8 | | 2 | | 10 |
| 南会津建設事務所 | | | | | 0 |
| 相双建設事務所 | 29 | 5 | 3 | 3 | 40 |
| 合計 | 77 | 7 | 16 | 4 | 104 |

建築基準法第44条第1項ただし書許可（同項第二号）に関する 包括同意基準による許可件数について

このことについて、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに下記のとおり許可しましたので報告します。

【参考】建築基準法（抜粋）

○法第44条（道路内の建築制限）

（第1項）建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りではない。

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの。

（包括同意対象は、バス停留所の待合所及び有料道路の料金徴収所。）

記

令和元年度

| 建設事務所名 | 件数 |
|-----------|----|
| 県北建設事務所 | 0 |
| 県中建設事務所 | 0 |
| 県南建設事務所 | 0 |
| 会津若松建設事務所 | 0 |
| 喜多方建設事務所 | 0 |
| 南会津建設事務所 | 0 |
| 相双建設事務所 | 3 |
| 合計 | 3 |

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に関する 包括同意基準による許可件数について

このことについて、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに下記のとおり許可しましたので報告します。

【参考】建築基準法（要約）

○法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）

住居系の用途地域において、一定以上の高さの建築物は、敷地境界線から一定距離の範囲内に一定時間の日影を生じてはならない。

ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には、この限りでない。

（包括同意対象は、日影に関して既存不適格建築物のある敷地における、新たに法規制対象となる日影を増加させない建築物の増築。）

記

令和元年度

| 建設事務所名 | 件数 |
|-----------|----|
| 県北建設事務所 | 0 |
| 県中建設事務所 | 0 |
| 県南建設事務所 | 0 |
| 会津若松建設事務所 | 0 |
| 喜多方建設事務所 | 0 |
| 南会津建設事務所 | 0 |
| 相双建設事務所 | 0 |
| 合計 | 0 |